

議案第73号

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例について

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和4年11月29日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 重点施策をより効果的、効率的に推進していくため、今年度を実施した
機構改革を踏まえ、総務部に係る事務分掌の一部を改正し、部に属さない
室として財産管理室を設置したいため。

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例案

交野市事務分掌条例の一部を改正する条例

交野市事務分掌条例（平成９年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第１条第２項に次の１号を加える。

(2) 財産管理室

第２条第１項第１４号を削る。

第２条の２に次の１項を加える。

２ 第１条第２項第２号に規定する室の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 営繕、管財に関すること。
- (2) 市有財産の総合調整及び活用等に関すること。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。